

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案要綱

第一 退職金共済契約に係る退職金額

退職金共済契約に係る退職金額は、納付された掛金及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率並びに被共済者の退職の見込数及び退職金共済契約の解除の見込数を勘案して、掛金納付月数の区分に応じ、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定めるものとする。 (第十条第二項及び第三項関係)

第二 退職金を分割払の方法により支給する場合の分割支給率等

退職金を分割払の方法により支給する場合に退職金の額に乗ずる分割支給率等は、政令で定めるものとする。 (第十条の三第五項、第二十一条の三第一項、第二十一条の四第一項及び第二項並びに第二十一条の五第二項関係)

第三 特定業種退職金共済契約に係る掛金日額の範囲の引上げ

特定業種退職金共済契約に係る掛金日額の範囲を、現行の百二十円以上四百五十円以下から三百円以上八百円以下に引き上げるものとする。 (第三十三条第一項関係)

第四 勤労者退職金共済機構の理事長等の義務等

一 勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の理事長、副理事長及び理事は、余裕金の運用の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分等を遵守し、機構のため忠実にその職務を遂行しなければならないものとする。こと。（第五十七条の二関係）

二 機構の理事長、副理事長及び理事は、自己又は機構以外の第三者の利益を図る目的をもって、特別の利益の提供を受け、又は受けるために、余裕金の運用に関する契約を機構に締結させること等の行為を行ってはならないものとする。こと。（第五十七条の三関係）

第五 機構の業務の範囲の見直し

機構が行う保健施設等の設置及び運営の業務並びに従業員福祉施設の設置等のための資金の貸付けの業務を廃止するものとする。こと。（第六十六条関係）

第六 余裕金の運用方法の範囲の拡大等

一 機構が余裕金を運用する方法として、信託会社への信託を認めるものとする。こと。（第七十九条

第一項関係）

二 機構が投資顧問業者との投資一任契約の締結による運用方法を特定する金銭信託で余剰金を運用する場合の厚生労働大臣の承認を廃止するものとする。 (第七十九条第二項関係)

第七 余剰金の運用に関する基本方針等

一 機構は、余剰金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならないものとする。 (第七十九条の二第一項関係)

二 機構は、余剰金の運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき余剰金の運用に関する基本方針に沿って運用すべきことを、厚生労働省令で定めるところにより、示さなければならないものとする。 (第七十九条の二第三項関係)

第八 その他

その他所要の整備を行うものとする。

第九 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 退職金額等に関する経過措置 (附則第二条から第九条まで関係)

(一) この法律の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者が施行日前に退職した場合の退職金の額等については、なお従前の例によるものとする。

(二) 施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者が施行日以後に退職した場合の退職金の額等に関する経過措置は、政令で定めるものとする。

三 機構の業務に関する経過措置 (附則第十条から第十三条まで関係)

(一) 機構は、貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うものとする。

(二) 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し、(一)の業務の一部を委託することができるものとする。

四 その他

その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに関係法律の規定の整備を行うものとすること。(附則第十四条から第十八条まで関係)